

北海道文教大学 情報システム利用ガイドライン

(ガイドラインの目的)

1 このガイドラインは、別に定めるもののほか、北海道文教大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用及び運用に関する具体的指針を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とします。

(定義)

2 本学ガイドラインにおける「情報システム」とは、正式に格付けされた本学の情報を格納する機器（パソコン、サーバ、タブレット等のコンピュータ本体）及びその周辺機器、本学の教育研究及び管理運営のために導入されたサービス（グループウェアやその他の業務用ソフトウェア等）、学内に敷設された有線及び無線 LAN ネットワーク全般を指すものとします。

(利用目的)

3 本学の設置・管理するすべてのコンピュータ及びネットワーク等の情報機器は、本学の教育・研究活動、本学学生の学修、法人事務業務（本学園の管理・運営及び学生・教職員の福利厚生に資するための利用などを含む。）を行うために利用されるものとします。本学と関連のない活動や個人での商業利用のために使用してはなりません。

(情報システム利用者とガイドラインの適用範囲)

4 本学ガイドラインは、本学構成員及び利用の承認を受けて情報システムを利用する方に適用します。利用することができる者（以下「利用者」という）及び本ガイドライン適用範囲の詳細は次のとおりです。

- (1) 本学教職員（名誉教授、客員教授、非常勤講師、客員研究員等を含む。）
- (2) 本学に在籍している学生（学部生のほか、大学院生、科目履修生、別科生等を含む。）
- (3) 学内無線 LAN にあつては上記(1)(2)の他、外部からの来訪者（ゲスト）
 - ①利用者は利用のための申請を特に必要としません。
 - ②利用者が来訪者（ゲスト）の場合は、必要に応じて、来訪目的に関与している本学教職員が当該来訪者に SSID とパスワードをお知らせするものとする。
- (4) その他本学として特に利用を承認した個人又は団体

(学内ネットワークの管理者)

5 本学有線及び無線 LAN ネットワークの管理者は、それらを構成する機器の正常性及び

安定的な運用を維持することへの責務を負います。

- (1) 管理者は利用者に対し、学内ネットワークの適切な利用を促さなければなりません。
- (2) 利用者への運用対応及び管理は、総務部が行います。
- (3) 有線 LAN 及び無線 LAN 全般の維持・管理は、総務部が行います。

(包括的な遵守事項)

6 本学情報システムの利用者は、このガイドラインを遵守するとともに、学校法人鶴岡学園の規定する個人情報保護に関する諸規程等を遵守してください。

(アカウントの管理)

7 本学情報システムの利用者は、全学 Google アカウント、教職員用電子メールアカウント、及びその他の ICT サービス利用のために本学が割り当てる全てのアカウントの管理について、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 自己のアカウントは他人に使用させない。また、他人のアカウントを使用しない。
- (2) 不特定多数の人が操作できる端末から情報システムにアクセスしない。
- (3) アカウントを他人に使用された、又はその疑いが発生した場合は直ちにパスワードを変更する。

(アカウントの廃止、一時停止、変更等)

8 上記 7. に挙げたアカウントの利用に際しては、以下の点に留意してください。

- (1) 卒業、退学、退職等によって本学を離籍した利用者はその時点でアカウントが削除されます。必要なメールやデータ等は事前に各自で保存・退避をお願いします。
- (2) 情報セキュリティ上、システム管理者が必要と判断した場合、アカウントの一時停止等の措置を講じることがあります。
- (3) 結婚等で氏名が変更となる際は、本人からの届出により、アドレスの変更が可能です。

(安全管理義務)

9 本学情報システムの利用者は、自己が使用中の情報機器について、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意して、次の事項に従って利用しなければなりません。

- (1) セキュリティ対策機能を最新に保つようにする。
- (2) セキュリティ対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないようにする。
- (3) セキュリティ対策機能によりすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを定期的に確認する。
- (4) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフト

ウェアを提供する場合には、不正ソフトが存在しないことを確認する。

- (5) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、ウイルス感染の予防に努める。
- (6) 正規の電子メールを装って偽のホームページへ誘導し、個人情報を入力させる「フィッシング詐欺」に注意する。
- (7) 機密を要する情報のやりとりはアクセス権限を設定した安全な環境下で行う。
- (8) 見知らぬ人から受信した電子メール／添付ファイルを安易に開かない。

(利用者の責任)

10 利用者は、ネットワークを利用する際には次の各号に定める責任を負うものとします。

- (1) 利用者が、ネットワーク上で行う通信の内容
- (2) 利用者が、ネットワークで提供を受けるサービス及びその情報
- (3) 利用者が、ネットワークを利用することにより発生した損害及び障害
- (4) 利用者個人に属する資源内容についての保護
- (5) 利用者自身で設定したパスワードの管理
- (6) その他に定める責任
 - ①情報の公開に伴う責任は、情報を作成又は公開した利用者が全て負うものとし公開情報の中に責任の所在を明記するものとします。
 - ②ユーザ ID 及びパスワードは、利用者本人の責任において管理し、第三者に譲渡・再貸与してはなりません。
 - ③ユーザ ID が第三者によって不正に使用された形跡がある場合には、直ちに総務部にその旨を連絡してください。

(禁止事項)

11 本学情報システムの利用者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 法令に違反するような情報を本学の情報システムに保存する、あるいは本学の設備を使用してそのような情報にアクセスする行為
- (2) ネットワークを利用して有害なウイルスやプログラム等を作成、又は提供する行為
- (3) ホスト、サーバへの不正なアクセス、ネットワークの運用を妨げるような行為
- (4) 本学のネットワークへの過度な負荷により、情報システムの円滑な運用を妨げる行為
- (5) 正規の手続きを経ずに(システムの管理者権限など)より高いレベルの利用資格を入手しようとする行為
- (6) 施設外での利用や、敷地外へ延長をする行為
- (7) 本学のシステムを許可なく学外者へ利用させる行為(学内無線 LAN の来訪者用回線を除く。)
- (8) 本学や他の利用者、第三者の知的財産権、著作権、肖像権やプライバシー等を侵害す

る行為

(9) 各種の情報の利用に際し、知的財産権によって保護されているソフトウェアを、利用許諾権の範囲を超えて複製、修正及び提供する行為

(10) ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアを利用する行為

(11) 誹謗、中傷など利用者、第三者の名誉を害すること、ハラスメントに当たる行為、又は卑猥、公序良俗に反する情報を他の利用者、第三者に提供する行為

(12) 事実に反する又はそのおそれのある情報を提供する行為

(13) 教育・研究及び運営という設置目的から逸脱する行為

(営利活動、政治・宗教活動、有害情報の発信 等)

(14) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれがある行為

(15) 守秘義務に違反する行為

(16) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に反する行為、又はこれに類する行為

(17) その他法令に違反する、又はそのおそれがある行為

(18) その他、本学が不適切と判断する行為

(学内有線ネットワーク利用上の遵守事項)

1 2 学内有線ネットワークの利用に際しては以下の事項を遵守してください。

(1) 学内 LAN 接続機器の制限

本学内の有線 LAN ネットワークは、専用のセキュリティ体制を施した上で、大学の備品として設置した情報機器（パソコン・プリンター等）のみで構築されています。このため、個人所有の機器を学内有線 LAN ネットワークに接続することはできません(学内 Wi-Fi を利用ください)。

(2) 指定外の IP アドレス利用の制限

備品として設置されている情報機器について、予め設定されている IP アドレスの無断変更や自動取得（DHCP）設定を行わないでください（事前に申し合わせがされたものを除く）。本学内の有線 LAN ネットワークは、棟/フロアごとにセグメント分けされた固定 IP アドレス環境を前提に管理・運用されており、教員・事務・学生等利用区分に応じたアクセス権限も設定しながら通信の安全を図っています。調整を行わないまま IP アドレスを変更すると、IP 競合によって他の教室・研究室等に接続トラブルが発生する可能性があります。

追加の IP アドレスが必要な場合は事前に総務部情報システム室へご相談ください。

(3) 研究室等のプリンター接続について

研究室等に備え付けのプリンターは有線（USB）接続でご利用ください。本学では同メーカー・同機種のプリンターが学内の近接した場所に多数あり、無線接続で利用すると誤

通信から別部屋の同機種プリンターへ印刷出力されてしまうおそれがあるためです。また、多数の利用者が共用する学内 Wi-Fi でプリンターの無線通信を行うことはセキュリティ上のリスクともなります。

(学内無線ネットワーク利用上の遵守事項)

1 3 学内無線ネットワークの利用に際しては以下の事項を遵守してください。

(1) 利用の機器は以下とします。

- ① ノートパソコン等 (Windows、Mac 等)
 - ・ OS とウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います
- ② タブレット等 (Windows、Android、iOS 等)
 - ・ Windows 版は OS とウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います。
 - ・ Android、iOS 版は基本ソフトの最新化を行います。
- ③ スマートフォン等 (Android、iOS 等)
 - ・ Android、iOS 版は基本ソフトの最新化を行います。

(2) 利用場所は本学校舎内とします。また、利用のネットワークを敷地外へ延長しないこと。

(違反行為等に対する措置と罰則)

1 4 禁止事項に違反した利用者に対し、本学は次に掲げる措置を取ることができます。

- (1) 利用資格の停止あるいは失効の措置
- (2) 緊急で止むを得ない場合は、仮の措置として、利用権限の停止、利用の制限、その他の必要な措置
- (3) 禁止事項に違反することにより故意に損害を与えた場合は、当該利用者に対して、損害に相当する金額の請求
- (4) 懲罰について…本ガイドライン「11. 禁止事項」の内容に違反した場合、違反内容によっては懲戒又は罰則を科せられる場合があります。

(附則)

- ・ 本ガイドラインは、令和 4 年 8 月 10 日から施行します。
- ・ 本ガイドラインは、学内外の状況により必要に応じて見直し、変更を行います。
- ・ 「北海道文教大学 無線 LAN 利用ガイドライン」は本ガイドラインに統合し、廃止します。